

南牧村立南牧中学校部活動方針

南牧村立南牧中学校は、適正な部活動の運営に向けて、南牧村教育委員会が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、また、富岡市甘楽郡内の公立中学校9校で足並みを揃えて「部活動の運営の適正化と指導に当たる教職員の多忙化の解消」に当たるため、「南牧村立南牧中学校部活動方針」を策定した。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の説明と発信

- 年度当初の職員会議等で全職員が方針を確認し、共通行動を行う。
- 学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して保護者や地域に説明し、共通理解を図る。

(2) 指導・運営に係る体制

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。
- 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- 生徒の運動部や文化部に関するニーズは、競技力や技術、知識の向上以外にも、友達と楽しめることや適度な頻度で行える等多岐にわたっている。このことから、校長は部を設置する際に、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部となるよう十分検討する。

(4) 地域との連携等

- 校長は、生徒のスポーツ・文化環境等の充実の観点から、地域のスポーツ団体や文化施設等との連携と、保護者の協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという環境整備を進める。
- 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ、文化の環境等の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地からはトレーニング効果を得るために休養・休息を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する必要がある。それとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養・休息を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 顧問は、指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わない。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

3 適切な休養日の設定等

(1) 適切な休養日等の設定

適切な休養・休息を伴わない「行き過ぎた活動」は、生徒にとって、心身に無理が生じることがある。そこで、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など、生徒の健康面を考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮するために、休養日や活動時間等を設定することが重要である。また、教員の負担軽減や長時間労働の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定する。

① 週当たりの休養日の設定

土曜日から翌週金曜日までの一週間の間に週2日以上以上の休養日を設定する。（基本的に、毎週月曜日と土・日曜日のいずれか1日の計2日間を休養日とする。）

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を6日以内に確保し、休養日を2日以上とする。

② 長期休業中の休養日の設定

長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を6日以内に確保し、休養日を2日以上とする。]

③ 活動時間

活動は、少人数であることを生かして、できるだけ短時間になるよう合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや練習に努め、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。また、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。

※大会や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休息時間を適切に設定し、無理のないようにする。

※暑さ指数(WBGT)を参考にしながら生徒の健康面や安全面を考慮し、練習中の適切な休息や水分補給などに十分配慮し、ケガ・事故の発生リスクを最小限に減らすこととする。また、暑さ指数の状況により顧問や生徒への注意喚起や、練習中止等の指示を行うものとする。

※文化部においても基本的には同様とするが、運動部に比べ体力的な負荷が少ないことや練習試合がないことを考慮し、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)の活動時間は事前に校長の許可を得て、3時間程度を超えることも可とする。

(2) 朝練習の実施

校長及び顧問は、教職員間の共通理解のもと、また生徒と保護者の理解のもと、生徒が目的意識と自発的な意欲を持って自主的に取り組む朝練習が必要に応じて行われるようにする。特に、生徒個々の健康状態や家庭生活等を配慮し、個に応じた参加形態や活動内容とする。

4月から9月15日までは放課後の練習時間が十分確保できるので、原則として朝練習は行わないものとする。ただし、中体連の総合体育大会前のみ、生徒からの申し出があれば、校長の許可を得て一週間ほど前から実施することも可とする。

また、全校で取り組む駅伝大会へ向けた練習の場合には、朝しか練習時間が取れないこともあるので、夏期休業中等の朝練習を認めることとする。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 参加大会の精選

校長は、生徒への教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度にならないよう考慮して、参加する大会等を精選する。

(2) 練習試合の精選

校長は、生徒や顧問への負担が過度にならないよう考慮し、輸送費等の負担も鑑みて、他校との練習試合等を精選する。

平成30年4月27日より
令和元年度一部追加
令和2年度一部修正